
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

平成31年3月20日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成31年3月20日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 3号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 1号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について
- 日程第 10 議案第 7号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 11 議案第 8号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第6回)について
- 日程第 12 議案第 9号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 13 議案第 10号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算

について

- 日程第 14 議案第 11 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第 17 議案第 14 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について
- 日程第 18 発議第 1 号 日吉津村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 発議第 2 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発議第 3 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について
- 日程第 21 発議第 4 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書について
- 日程第 22 発議第 5 号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書について
- 日程第 23 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 3 号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 1 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第 6 議案第 3 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 7 回)について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 6 回)について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第 17 議案第 14 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について
- 日程第 18 発議第 1 号 日吉津村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 発議第 2 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発議第 3 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について
- 日程第 21 発議第 4 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書について
- 日程第 22 発議第 5 号 教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書について
- 日程第 23 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 深 田 珠 生

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは。平成31年3月第1回定例会、最終日を開会いたします。本定例会20日間の会期を終えいよいよ本日最終日をむかえることとなりました。会期20日間の期間には本会議はもちろんのこと、当初予算審査特別委員会、各常任委員会また村内外の事業参加と、議員各位におかれましては多忙な毎日ではなかったかと察します。ご苦労さまでした。

昨日は日吉津小学校の卒業式、33名の6年生が学び舎を後にしました。卒業生の皆さんの卒

業を祝うとともに、中学校での活躍を期待するところでした。改めて卒業おめでとうございました。

それでは日程に従い本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 陳情第1号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情についてを議題とします。

本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を止めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。ただ今より陳情審査報告を行います。会議規則第94条第1項の規定により陳情の報告を行います。総務経済常任委員会に付託されました陳情第1号を、3月6日13時30分から委員会室におきまして審査を行いました。委員の敬称を略します。加藤、三島、山路、松田の常任委員4人で慎重審議を行いその審査と結果について報告いたします。

陳情第1号全国知事会の米軍基地負担に関する軽減の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情は賛成多数で採択すべきとなりました。審議に入る前に局長の方から当該地方公共団体の権限外の事項に関する請願陳情の扱いに関する自治省行政課長の見解について説明がありました。この説明内容は、請願陳情の形態をなしておれば当然文書として受け止めなければならないが、市町村の事務に関するものではない場合には、不採択の他しかないという見解であります。このことを受けて陳情審査にはいりました。

各議員の審査経過に関しましては、日米地位協定は国の事務であり、市町村の事務ではないので、当時の自治省の見解に従い不採択にするしかない。国が決めることは結局国民におりてくるので、中身を見てどのような影響があるのか考えなければならない。また、日米地位協定は全国知事会の提言を受けて見直しをするべきである。日米地位協定見直しの陳情は全国知事会で論議

された米軍基地負担に関する内容であるし、意見書を上げてほしい。また、全国知事会の内容は国民生活を行う上でこれは当然のことと思っている。

以上この陳情は不採択1名、採択2名となり賛成多数で採択となりました。以上で報告を終わります。

○議長(山路 有君) 報告が終わりましたので、陳情第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は委員長報告に対し、反対、賛成の順に許可します。討論はありませんか。

加藤議員。

○議員(4番 加藤 修君) わたくしは委員長報告について反対の立場で討論をいたします。委員長報告の中にもありましたが、そもそも市町村議会における一般質問や議会活動はもちろんのこと、請願陳情についても当該市長村の事務に関するものを検討、議論すべきであって、国や県の責務で行う事務について取り上げるべきではありません。現に先般事務局から配布された地方自治に関する判例、自治法124条ですが、昭和25年12月に横浜市議会から当時の自治省への照会があり、自治省は次のように回答をしております。あきらかに当該地方公共団体の事務に関する事項ではないと認められた場合においても、受理を拒むことはできないと解するが、採択、不採択は議会において決定すべきものであるから、当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択の他ないと解されると回答しております。

かみ砕いて申し上げますと、請願、陳情は手続き上受理しなくてはならないとしていますが、当該公共団体事務と関係ないものについては、当然不採択すべきだと回答しているわけであり、地位協定に関することは日吉津村が扱う仕事でしょうか。ましてそれを採択して、国に意見書を出すなどということはまことにおこがましく、国に対する挑戦ともとれるものではないでしょうか。この結果を踏まえて国は日吉津村をどう思うのでしょうか。また、村民の皆さんもそんなことより、もっと村に直結したことを議論してほしいと言われると思います。

請願、陳情の中身がいいとか悪いとかという問題ではありません。今回のように国防や国の責務で行われる事務に関するものは、市町村議会で議論すべきではないということでもあります。よって、当然不採択すべきものとして討論をいたしました。皆様のご賛同をよろしくお願

します。

○議長(山路 有君) 次に賛成討論を行います。

河中議員。

○議員(1番 河中 博子君) 1番、河中博子です。わたしは陳情第1号、日米地位協定の改定を国に求める意見書について、付託された委員会の委員長報告採択に賛成し、陳情そのものを採択する立場で討論します。この全国知事会の提言は、基地問題は沖縄というただ一つの都道府県の問題ではないという、翁長雄志前沖縄県知事の訴えを受け、全国知事会が米軍基地負担に関する研究会を設置して2年をかけて提言としてまとめたもので、昨年7月全国知事会で全会一致で初めて採択された画期的なものです。これは米軍基地の問題が沖縄県だけのものではなく、全国都道府県に関連する地方自治の問題であるということをお話しています。

提言は日米地位協定を抜本的に見直し、国内法を原則として米軍にも適応させること。事件、事故の時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを、協定に明記することなど4項目で、昨年8月14日日米両政府に提言しました。

現在の日米地位協定の中身については、改めて言うまでもございませんが、米軍が基地の設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができるとし、排他的な使用权を認め、日本の主権は事実上及ばないなどがあります。

昨年9月、玉城デニー知事が辺野古移設反対を掲げて8万票もの大差をつけて当選しても、辺野古敷地建設だけを問題にした先ごろの県民投票で、沖縄県民が明確な反対な民意を表明した後も、政府は強引に工事を強行しています。つまり、憲法に定められた地方自治がまったく尊重されない憲法違反とも評価されうる事態が起きているわけです。

沖縄では米軍がらみの事件や事故が繰り返され、県は以前から地位協定に問題があるとして改定を求め続けていました。その一環として、米軍が大規模に駐留するドイツとイタリアに職員を派遣し、米国との地位協定を調査し県ホームページで公表しています。さらに、日本弁護士連合会人権擁護委員会基地問題に関する調査研究特別部会も同様の調査をしています。日弁連の報告では基本的な点として、ドイツでもイタリアでも米軍基地には基本的にドイツ国内法、イタリア国内法が適用されること。両国とも基地に立ち入る権利が保障されていること。米軍の運用には地元自治体、周辺住民の意見を反映させてなされていることなど、日本における地域協定とその雇用実態、特に沖縄の現状とは大きな差があるところが明らかになっています。これを見てもわかるようにドイツ、イタリアがアメリカと結んだ協定と比べて、日本の地域協定がいかにかけ離

れたものであるのか、日本がアメリカに対し、抜本的な改定を求めるのはいわば当たり前ではないでしょうか。

ドイツでは 1988 年航空ショーで米軍機が墜落、70 人以上が犠牲になる事故が発生、これをきっかけに地域協定を改定し、米軍機にもドイツの航空法が適用されるようになりました。また、米軍基地内に自治体職員の立ち入り権も認められ、ドイツの警察官が常駐することになっています。

イタリアでも同じように、1998 年米軍機の事故により、スキー客が 20 人死亡したことから、米軍の訓練の許可制度や訓練飛行への規模が大幅に強化されました。このようにドイツイタリアは事故を機に見直しましたが、対照的に日本では 1960 年の締結依頼、大事故は沖縄でも起こっているのに一度も改定されていません。原則として米軍に国内法は適用されず、訓練の詳細情報は知らされていません。また、米軍基地を抱える 15 都道府県でつくる渉外知事会は、沖縄県で米兵による少女暴行事件が起きた 1995 年以降日米地位協定の改定を求め続けており、この問題は沖縄県だけが声を上げているわけではありません。つまり、今回のこの陳情は、沖縄と国との関係の限定される問題ではなく、地方と国の関係、地方自治の問題として捉えるべきであり、まさにわれわれが関心を持つべき問題です。

知事会では国と沖縄県の対立に知事会が入り込むわけではないがとしながらも、有識者などからヒヤリングを重ね、地位協定の見直しは不可欠との結論に至ったとあります。47 都道府県の知事が満場一致で日米知事協定を見直し、建議するのは初めてのことで、中には自民党に支援された知事も多い中、あまりに米軍に譲り過ぎているということが、共通認識になったというふうにもあります。事件や事故が起きた時、わがもの顔で警察の捜査を制限し取材を妨害する米軍、そのようなシーンを皆さんも新聞やテレビでご覧になったことは一度や二度ではないでしょう。

沖縄の基地は戦争の抑止力だという人もありますが、それは基地の負担やリスクを沖縄に押し付けておいて、わが身だけを守る身勝手な論理です。平和を口にする同じ口で語るべきものではありません。対岸の火事ではなく、明日は我が身で向き合うものだとわたくしは思います。この提言から、日米地位協定の抜本の見直しを求める動きが広がっており、全国的に 7 つの道、県で 36 市町村が地位協定の改定を求める意見書を可決しております。

先ごろの反対討論の中で、当該地方公共団体の権限外の事項については不採択のほかないという発言は、これまでのことを考えても正当性を欠いており、これは地方と国の関係、自治体に与えられた権限の問題ですので、まさにわれわれが関心を持つべき問題であり、本陳情に対して誠

実に取り組むべきであると思います。ちなみに県内市町村議会で現在採択したのは、北栄町議会、これから審議というところもあるようです。47都道府県の知事が満場一致で採択した日米地位協定の抜本的見直しについて、どうか皆さまのご理解をたまりこの陳情を採択していただきますよう、衷心よりお願いしてわたしの討論を終わります。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 8番井藤です。委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。まず、陳情の内容でありますけれども、陳情者は当議会に対し、次の2点について関する要望書を国に対して、提出してもらうように陳情してきておられます。一点が日米地位協定の見直しをすること。二点目が地方自治の権限を保障すること。この二点であります。まことに内容的には整然としておると、わたしはこのように思います。その理由を全国知事会での研究結果をまとめ、国に提案されました全国知事会が提案した米軍基地負担に関する提言に根拠といますか、あるということをおっしゃられます。とても意味のある提言という表現を使っておられます。

そこでこの陳情内容について少し分析してみたいと思いますけれども、わたしはこの陳情は真意を秘されていると思います。日米地位協定の見直しをすること。これは先ほど賛成の議員から話がありました。わたしも同感であります。いろいろ過去捜査しておっても、なかなか大変な部分があります。おいおいでありますけれども、協定等によってその部分が補足されて現在にいたっておるといふ経緯があります。

二点目の地方自治の権限を保障すること。この点に秘されておられる部分があるとわたしは判断しております。このことは陳情の主旨の中に、沖縄県民が辺野古新基地反対の知事を選んだこと。このことと、国は地方自治の権限を保障するようにと併記されて書かれております。このことから、明らかであります。ですから、これを読みかえれば日米地位協定の見直しをすること。これはまさにそのとおりです。わたしも同感であります。もうひとつの地方自治の権限を保障することとは、真意は辺野古新基地建設に反対することというふうに取り取れると、わたしはこのように思います。

全国知事会の提言の中には、共通理解5項目とあわせて提言事項の4項目、これが記載されておりますが、辺野古新基地に反対するという記載は一言もありません。反面全国知事会の知事さん方の共通理解として、日米安全保障体制の重要性を認識すること。また、全国のです、沖縄の

ではないですよね。全国の基地所在の自治体に、日米地位協定は過大に負担を強いる側面があること。このことが記載されております。

そこで結論を申し上げたいと思います。普天間から辺野古への移転を巡る訴訟は、前々知事による許可取り消し訴訟、そして許可後の違法性を理由に行われた撤回を巡る訴訟など完全に泥沼状態に入ったとわたしはこのように考えております。また、さきにおかれまして県民投票の結果から、さらに問題が大きくなったように考えております。全国知事会の提言にあるとおり、日米安全保障体制は、日本の防衛にとって重要であります。一方歴史的経緯や日本を取り巻く国際情勢などから、米軍専用施設の約7割が沖縄に偏在するのも事実であります。

このようなわけであり、今後日米地位協定を抜本的に見直して、全国の基地周辺の安全確保を図るとともに、オール沖縄からやはり防衛問題であります。オール日本への意識改革が必要だと私はこのように思います。負担の軽減と基地の分散を図っていくことが、まずは現実的であろうとこのように思います。世界情勢を見ますと、政界、経済、外交等を結集したまさにパワーバランスの世界と常々考えております。世界のほぼ全部の国が加盟する国連を中心とした積極的な平和主義感をより一層推進していくことが沖縄基地問題解決のカギになると考えております。全国知事会での提言内容が一層展開され、沖縄を始めとする全国の基地問題の解決に繋がることを心から祈念し、反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(山路 有君) ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議地用(山路 有君) 起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は否決されました。

日程第2 陳情第2号

○議長(山路 有君) 日程第2、陳情第2号後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君） ただいま議長より報告をいただきました。陳情第2号についての審査の経過と結果についてご報告をさせていただきます。皆様のお手元に配布しております請願陳情審査報告書であります。まず、陳情第2号付託の年月日については3月1日でございます。件名、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める陳情でございます。提出者は鳥取市末広温泉町571鳥取県社会保障推進協議会会長藤田安一氏からでございます。

本案件につきまして、教育民生常任委員、敬称を略させていただきます。江田、井藤、松本、河中議員の委員4名でございます。審査日程については、3月6日午前9時より、議会の委員会室で行っております。

まず、この陳情第2号についての審査経過についてご報告申し上げます。本陳情の主旨は従前に配布のとおり陳情書のとおりでございますが、本陳情の主旨は現行の医療費窓口負担1割を2割にする議論が進められる中、原則1割の継続を求めるものであります。本案件につきましての採択すべきとしての意見として、介護、後期高齢者等の年金天引きによりますます生活が苦しくなる。また、病院に行きにくくなる。そして命と健康を守るのが大原則で1割負担継続を維持すべきであるという意見がございました。そして、不採択すべきとの意見としまして、世代間の負担の公平性。高齢化と少子化を考慮すれば、働く世代との負担の共有認識が必要である。趣旨採択とすべきの意見としまして、1割が2割となるのは大へんなのは理解できるが、今の変動期において後期高齢のみを捉えての議論は時期尚早であるという意見が出ました。

以上の審査の結果採択すべきが2、不採択すべきが1、趣旨採択すべきが1、よって、採択すべきと多数決で決定をいたしましたので、ご報告をいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。陳情第2号、後期高齢者の医療費窓口負担の1割の継続を求める陳情は、教育民生常任委員会に付託され賛成多数で採択という委員長報告でした。わたしはこの委員長報告に対して反対の立場で討論させていただきます。

まず1点目が、広域連合から声を上げ続けていただいているということです。後期高齢者医療

は、県内すべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者の役割をはたし、市町村と事務を分担しながら運営を行います。広域連合議会もあり、鳥取市から3人、米子市から2人、その他17市町村からは各1人ずつの合計22人の議員で構成されています。平成30年度第2回鳥取県後期高齢者広域連合議会定例会が今年の11月29日に開催されています。この中での一般質問に対し、広域連合長の深沢義彦鳥取市長は自己負担割合の引き上げについて、連合長として6月と11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状の1割負担を維持するよう国に対し、要望活動を行ったと返答され、今後とも所得の低い高齢者に十分配慮し、被保険者が安心して医療を受けられるように働きかけを行っていくと言われ、ご自分は全国市長会のメンバーでもあるのでいろいろな形で国の方に要望していきたいとも言われています。

また先月、2月18日に開催された平成31年第1回の広域連合議会の中でも一般質問があり、同じように返答していただいています。広域で声を上げ続けていただいている以上、日吉津村独自で意見書をあげることはわたしはないと思います。

2点目としては、公平性と社会保障の持続性です。後期高齢者の窓口負担は1割だといわれていますが、同じ75歳以上でも現役並み所得者は窓口負担が3割です。1歳違いの74歳は2割負担、決して公平とはいえません。そして今だけの問題ではなく、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向けて、国は健康寿命の延伸や給付と負担の見直しによる社会保障の持続性の確保などを重要課題ととらえ、健康づくり、医療、介護等総合的な取り組みを進められるようです。次の世代にも持続可能なように、早い段階で考えていく必要があります。

若者と高齢者の関係性は、3人で1人を支える騎馬戦型といわれていましたが、今では1人で1人を支えるのが精一杯なおんぶ型だと言われています。少子化と高齢化は少子高齢化といわれるように、いっしょに考える必要があります。後期高齢者医療後期連合で声を上げ続けていただいていること。世代内、世代間の公平性と、先の先のことを考えた社会保障の持続性、以上のことからわたしは今回、意見書を上げるべきではないと思います。皆様のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中です。陳情第2号、後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める陳情について、付託された委員会の委員長報告採択に賛成し、陳情そのものを

採択する立場で討論します。

国は 2019 年度、後期高齢者医療の医療費窓口負担を現在の 1 割から 2 割に変更しようとしています。この負担増の計画に対し、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会の審議会メンバーから反対や慎重意見が出ています。窓口負担を 2 割に引き上げることは、3 割負担の現在現役並みの収入のある人以外は支出が 2 倍になるということであり、経済的にも精神的にも負担が大きく、受診抑制が起こりうるということが容易に想像できます。全国保険医団体連絡会が全国の会員、医療機関に行った調査によりますと、4 割を超える医療機関ですでに患者の経済的理由になる治療の中断や、検査、治療、投薬の拒否がおきており、糖尿病や高血圧など治療を中断すれば重症化する病気が多いことが特徴だとしています。重症化し、どうにもならなくなってから病院に担ぎ込まれるという事態が増えてくるのでは、本人に不幸をもたらすだけでなく、かえって医療費の会計を圧迫する要因となりかねません。

ちょっと、フリップで説明します。これは日本の人口の年齢別グラフです。問題の 75 歳、これから現在 1 割を 2 割にするというところは、ここの最初のへこみのあと、ここにいきなりボーンと人数が増えています。ここからです。ここからずっとあげていくということです。太平洋戦争後の団塊の世代です。これを今度 1 割から 2 割に倍額にしようというわけです。今回の 2 割に変更するのは新しく 75 歳になる人からで、後期高齢者全体に 2 割の網を掛けるものではないといわれますけれども、現在の目論みのように 75 歳になった人のみを毎年 2 割にしていくのとは別に、将来的には現在後期高齢者の 1 割のものについても 2 割負担を求めることがありうるとしています。

公的年金の受給額が減る中で、生活物資の高騰が続き、庶民の経済的困難は深刻の度合いを増しています。後で詳しく説明しますが、以前は 70 歳になったら医療費は無料でした。しかし、後期高齢者が医療費の 1 割を負担することになり、それを今将来 2 割負担にしようという政策は 80 歳、90 歳の高齢者にまで、2 割負担をしいる過酷なものです。議論の中には 75 歳以下の現役並み所得の人で、現在 3 割負担の人は 75 歳になったら 2 割になるのだから 1 割軽減になるとか、75 歳以下で現在 2 割負担の人は、75 歳になっても 2 割なのだから負担は変わらないとかいう人もいますが、理論、理屈にもならないまちがった考え方です。第一 75 歳になっても、現役並みの収入のある人は 3 割負担のままです。

日本国憲法は第 25 条ですべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとし、2 項に国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな

ければならないと規定しています。社会福祉と社会保障は増進に努めなければならぬと規定しているのです。後期高齢者の2割負担はこれに逆行するレベルの改悪だと言わねばならず、1割を継続してほしいという願いは真に切実なものがあります。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1984年、昭和59年には国の支出金だけで50パーセントあったものが、およそ30年後の2013年には国と県を合わせて25パーセント、割合にして半分にまで減少しており、国庫負担の抜本的増額は不可欠だと言われています。

もう一度フリップを使います。これは高齢者の窓口負担がどう変わったかを示すものです。1973年、昭和48年70歳以上の医療費が無料化になりました。28年後、平成13年定率1割負担、翌年一定以上の所得者2割負担、6年後、平成20年、2008年に後期高齢者医療制度が導入されました。高齢者の不服審査請求が1万件あった時です。2014年、平成26年、70から74歳の2割負担を実施しました。このように高齢者の反対を押し切って制度を変え、負担を増大させてきました。それももはや限度を超えているといっても、決して言いすぎではありません。高齢者は高度成長期の日本経済の発展に貢献し、24時間戦えますかなどと煽られて産業戦士として戦ってきた、働いてきた人たちです。それが今は高齢者は病気が多い、医療費を多く使う、若年層2人が老人1人を支える時代などと、邪魔者扱いをされているように感じます。高齢になるほど収入が減る一方で、医療の必要だけは増えてきているのです。

老人福祉法には第2条でこう規定しています。老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきたものとして、かつ豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持つ健全で安らかな生活を保障されるものとするがあります。

どうか、国民の健康と命に直結する医療費の窓口負担の2割化を取りやめ、1割負担の継続を求めるこの陳情をご理解いただき、採択していただきますよう衷心よりお願いし、わたくしの討論を終わります。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって陳情第2号は否決されました。

日程第 3 陳情第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、陳情第 3 号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（7 番 橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井でございます。先ほどの陳情 2 号に並びまして、本陳情 3 号の審査をいたしましたのでご報告をさせていただきます。皆様のお手元でございます請願陳情審査報告書でございます。

まず、たいへん失礼ではありましたが、訂正をお願いしたいと思います。陳情第 3 号の付託をいただいております日付は 3 月 1 日でございますので、よろしくご訂正お願いいたします。

つきましては、3 月 1 日に付託をいただきました本陳情第 3 号の審査案件でございますが、審査日程は 3 月 6 日午前 9 時、委員会室にて江田、井藤、松本、河中各委員の 4 名で審議をいただきました。審査の内容と結果についてご報告を申し上げます。

陳情第 3 号、提出者鳥取市相生町 4 丁目 402-33 鳥取県ゆきとどいた教育を進める会会長市谷尚三氏からでございます。陳情第 3 号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情。本陳情の審査結果についてご報告をさせていただきます。本陳情の主旨は、教職員の定数の改善と 1 年単位の変形労働時間制を導入しないことであります。

まず、採択すべきの意見といたしまして、教員定数の改善はもとより、変形労働時間制の導入は教育現場にそぐわない。また、以前からこの定数の改善は定義をされてきたので、これらについても改善はすべきである。不採択すべきとの意見は現在文科省でも検討中であり、教員の増加により教育の質が向上することと、比例をすることははなはだ疑義がある。変形労働制については、現場で思考しながら柔軟に対応すべきではないか。趣旨採択すべきの意見として、変形労働時間制は実態把握が不可欠であり、教員定数の改善で過密労働の解消となるかは疑問が残るという意見がございました。

以上の結果、採択すべきであるというのが 2、不採択すべきが 1、趣旨採択すべきが 1、よって多数決により採択すべきと決定をいたしました。

以上が陳情第 3 号の結果でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第 3 号の質疑を行います。質疑はありま

せんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。委員長報告は採択ということでございましたが、これに反対し不採択の立場で討論させていただきたいと思っております。まずあの、陳情して来られた方の陳情の主旨、内容について一つ触れてみたいと思っております。中教審から文科大臣へ答申されました教職員の長時間過密労働の解消方策に関して、次の2点について国に意見書を提出してもらいたいという陳情でございました。

そこで陳情項目としましては、1点目が国の責任で教職員定数の抜本的改善を行って下さいということでしたし、2点目が先ほども委員長報告にありましたように、1年単位の變形労働時間制を学校現場に持ち込まないよという2点でございました。なお、定数の定員、教職員の定数の抜本的改善につきましては、抜本的改正というだけで増員なんか減らしてもいいかというのが、はなはだはっきりしませんけれども、多分文章の流れからすれば増員して下さいということであろうというふうに判断いたしました。

また、1年単位の變形労働時間制の導入は、かえって、長時間過密労働の増大に繋がるということをおっしゃっておりますけれども、變形労働制の問題点3点を参考資料として添付しておりますが、これを見ますと、書いておられるのは陳情者の方の多分ご意見がまとめられておる3点だろうというふうに感じました。その根拠はよくわかりませんしなかなか理解できない。ご本人さんの感じで書かれたんかなという感じを受けました。

という陳情内容に関する趣旨の理解は、以上のとおりでありますけれども、2点目に現状認識と問題提起ということで少し陳情者の方の意見等がありますので、その部分について触れてみたいと思っておりますが、2016年の全国の小中学校を対象にした勤務実態調査が出るとは思いますが、これが10年前、ですから2006年の実態調査と比べましてですね、時間外勤務が増大し教職員の働き方がますます深刻な事態になつとるというお考えのようであります。それからそういう状態ですので、教材研究や授業準備に非常に支障が出ておるということが書かれております。この点につきましては、わたしも学校の先生方を見ておまして、やっぱりそうなんかなというふうに実感いたしております。状況的にはですね、まあ本当に一生懸命な先生方ばかりだと思っております。

で、社会でもまったく同じことなんです、真剣になればなるだけやはりそこに仕事が集まるという状況がですね、やはり生じてきてるんじゃないだろうかというふうにわたしは感じております。

2点目の教育の重要性であります。やはり教育は教職員がゆとりを持って子どもに対応することは、教育上極めて重要であります。この点についても、わたしもまったく同感であります。とりわけ初等教育、中等教育、小学校、中学校などについては、この点が重要だろうなあというふうに感じております。かといって、過去ゆとり教育ということで、教育を受ける子どものゆとりにやはり重点が置かれてきていたように思います。やはり学校の先生の後ろ姿を見て、子どもは育つという部分は非常に多いと思いますので、今度は教育に携わる方の、あるいは子どもの教育に関係する方の、みなさんのゆとりを検討する段階に入ってきたかなあというふうに、わたしは見させていただきました。それに対して中教審の答申の主旨でございますが、改革非常に幅広く捉えておまして、目的あるいは実現に向けた方向性を示すとともに、業務の明確、適正化、勤務時間制限の改革、勤務環境の整備など改革の実現に向けた項目など、計8項目、8章という符合がうたれておりすけれども、関して答申がなされております。本当に幅広い、長時間勤務を解消するために検討がなされたんだなというふうに、これを見させていただいて感じたようなわけであります。

反面、陳情内容を見ますと、教職員の定数改善が1点はありまして、やはり現時点ではこれだけでは解決しない問題じゃないだろうかというふうに考えました。さまざまな要因から現在の状態が生じてきているということなんかなあというふうに感じております。やはり過去の施策の実施結果も検証しながら、教職員の方の勤務環境の整備を図っていくことが重要だとこのように感じたわけであります。

最後に不採択の理由であります。まあ、中教審の答申を受けまして、現在文科省の方で実施に向けた検討が行われるところでもありますけれども、非常に今回は、以前からかどうか知りませんが、中教審の答申が1月25日でございますけれども、4日後の29日にはですね、文科省内に学校における働き方改革の推進本部が設置されまして、勤務環境の整備に向けた議論がすでに開始されております。1月の29日はすでに推進本部が設置されて、開始されとるという状況にあります。推進本部では、本質的に業務の役割分担を進めることが必要だというふうに判断されたんだと思いますけれども、教職員の標準職務モデルの検討やあるいはガイドラインで示されました時間外勤務、月45時間、年間306時間の実現に向けて、具体的な改正作業にすでに入っ

いるという状態だろうと思われます。年内には制度改正を行い、教育委員会に周知が図られる予定だということも書いてありますので、今、一生懸命やってくれとるんだろなあというふうに感じたところであります。

2点目が陳情に関する意見であります。1点目の陳情項目は今回の改正目的そのものであります。むしろ焦点がぼけてるかなという感じはしますが、そのものだと感じます。2点目の推進本部による1年単位の変形労働時間制は、やはり年間を通じた業務のあり方について検討が必要となったことから取り上げられたものだと伺っております。学校の教職員の方の勤務時間をみますと、生徒が休みの時もかなり忙しいようではありますけれども、それでも実際教えるという業務からは離れるということになることもあろうかと思っておりますけれども、そういうようなことで1年単位ということで、変形労働時間制の導入を検討するということになったもようであります。

陳情者の方も、この変形労働制の導入に関して3点ほどあまりよくないというご意見をお持ちのようであげておられますけれども、中教審の方でも導入については3点ほどあげておまして、詳細は省略させていただきますけれども、必要かつ柔軟な対応がとられるようにという配慮がなされているところであります。週休日とかですね、いろいろ学校の先生も現状の休みがあるわけですし、そういうような現状は現状として維持しながら長期に、長期休暇を取ってもらうために、あるいは研修ができるようにという理由でこの1年単位の変形労働時間制を導入するように検討して下さいということで、中教審の答申の中には示されてという実態であります。

陳情者の方のご指摘は真摯に受けた上で、陳情のための陳情と言われぬように、現時点では専門家による検討結果を見守るのが良いんだろなあと思います。ご案内のとおり、学校教育の制度は頻繁に変わっております。ですけれども今回の視点は、教職員の方がいかに時間のゆとりがないか、またそれをいかにして解消していくかという本当に専門的な、あるいはトータルな内容でございますので本年末に向けて検討されている、いわゆる文科省の検討状況をしっかりと見てその上でもし時間がたらないんだったら、確保する方法を考えていくということが良いんじゃないかと思っております。

また、変形労働時間制につきましては、施行されとるかどうかというところまでは触れておりませんが、多分にもし、必要であれば導入の段階で思考なりということは当然考えられるんだろなというふうにわたしは理解しております。以上、委員長の採択に対する反対討論をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。陳情第3号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情、委員長報告は採択すべしでした。わたしは委員長報告に賛成の立場で討論します。

今、教職員の長時間労働が社会問題になっております。陳情趣旨の中で教職員の長時間過密労働は子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしていますとあります。教員の長時間労働は子どもや保護者にとっても深刻な問題です。教員の仕事は、子どもたちの人間形成を支える広い教養や深い専門的な知識、技能が求められる専門職であり、それにふさわしい労働条件が保障されていなければなりません。

2017年政府も、教員の長時間勤務の早急な是正をと長時間労働を解消する決意だけは示しています。しかしその対策は教員を増やさず、お金のかからない今の業務を減らすだけでつじつま合わせをし、結局、苦肉の策が教員の働き方を無視した1年間の内、業務量が少ない時間は労働時間を短くする。そして、業務量が多い時期はその分だけ労働時間を長くするという、1年単位の変形労働時間制で対応しようというものです。

陳情の主旨説明では、1年単位の変形労働時間の導入では、長時間過密労働が解消されるどころかかえって増大することが懸念されるとあります。また、給与に関わる法律を変えないまま、月45時間までは超過勤務をしてもよいとなれば、その分はただ働きをせよということになるという指摘もあります。国の教員勤務実態調査の結果にあるように、教員の長時間労働は限界に達しており、教育への深刻な影響が心配される状況下、小手先の対策では教員の厳しい現状は改善されません。

以上の理由から陳情の主旨にそって、国の責任で教職員の長時間過密労働の抜本的な解消を求める意見書を国にあげることに、ぜひ、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。以上終わります。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第3号は否決されました。

日程第4 議案第1号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第1号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第2号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第3号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第4号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第5号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 6 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 6 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 7 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 7 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 8 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 8 号を採決

します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 9 号 から 日程第 15 議案第 12 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 12 から日程第 15 まで予算審査特別委員長審査報告ですから一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 12、議案第 9 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 13、議案第 10 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 14、議案第 11 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 15 議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを一括議題とします。

本 4 議案は、本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので、予算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（7 番 橋井 満義君） 予算審査特別委員長の橋井でございます。さる 3 月 1 日、本議会におきまして予算審査特別委員会が設置されまして、付託をいただきました議案第 9 号から 12 号までの審査を行いましたので、各議案ごとに皆様方にご報告を申し上げます。3 月 1 日に委員会に付託されました事件、議案第 9 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、議案第 10 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第 11 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、以上 4 議案 4 会計でございます。

審査の日時につきましては、平成 31 年 3 月 13 日、14 日、15 日この 3 日間にかけて午前 9 時より議会委員会室で行っております。委員構成につきましては、委員長橋井、副委員長松田、委員加藤、江田、三島、井藤、松本、河中、そして山路議長、各議員全員でございます。出席を求め

た説明員につきましては、井田教育長、松尾教育課長、高田総務課長、鬼束総務課係長、清水住民課長、小原福祉保健課長、長谷保育所長、益田建設産業課長、高森議会事務局長、以上でございます。それでは、審査の経過について各会計ごとに順次ご報告申し上げます。

まず、議案第9号、平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございます。平成31年度当初予算は村長選挙が予定されておるため、政策的な事業が計上されていない骨格予算でございます。歳入歳出総額は21億6,423万4,000円を計上され、前年度比87.9パーセントで2億9,762万4,000円の減額となっております。歳入の主なものといたしまして、地方交付税は特別交付税を減額見込み、なお、普通交付税は前年度実績を勘案した同額でありまして、4億200万円を計上されております。前年度比105.8パーセントで200万円の増額となっております。繰入金については、用地購入など大きな単独事業の完了に伴い、財調基金繰入金の減額であります。1億102万円が計上されております。前年度比38.3パーセントで1億6,296万8,000円の減額となっております。村債は福祉避難所非常用発電設備工事や村営住宅立替工事の完了によりまして、1億570万円が計上されております。前年度比38.7パーセントで1億6,730万円の減額となっております。歳出で主なものとしましては、総務費で公有財産購入の減額などにより、4億8,429万2,000円が計上されております。前年度比72.5パーセントで1億8,402万3,000円の減額となっており、土木費におきましては橋梁補修工事の計画変更並びに村営住宅立替工事の完了に伴う減額により、7,999万8,000円が計上になっております。前年度比46.4パーセントで9,254万1,000円の減額となっております。消防費では福祉避難所非常用発電設備工事の完了に伴いまして、1,866万1,000円が計上、前年度比14.5パーセントで1億1,255万4,000円の減額となっております。公債費については、小学校等の償還が今後始まることによりまして、2億3,749万4,000円が計上です。対前年度比119.5パーセントで3,873万1,000円の増額となっております。政策的経費査定をされた骨格予算編成となっており、これらについては多くの配慮と住民負担に影響がない範囲で計上がなされております。本委員会はこれらの審査の結果、全会一致をもちまして可決すべきとなりました。

次、議案第10号、鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は3億6,691万4,000円が計上され、前年度比109.9パーセントで、330万円の増額となっております。歳入の主なもので県支出金は保険給付費を村から国保連に支払い、のちに県から交付されるものでありますので、2億5,966万3,000円が計上されております。前年度比96.2パーセントで1,032万円の減額となっております。繰入金につきましては、保険基盤

安定繰入金や、疾病予防事業等にかかわる一般会計からの繰入金や、県への納付金増額に伴う運営基金繰入金を見込み、3,455万5,000円が計上されております。前年度比201.3パーセントで約倍額の1,738万8,000円の増額となっております。歳出の主なもので保険給付費は、退職被保険者等療養給付費と一般被保険者高額療養費の減額が主な要因で、2億5,756万2,000円が計上されております。前年度比95.4パーセントで1,240万円の減額となっております。国民健康保険事業納付金は一般被保険者等療養給付費分などの増に伴う納付金の増額が主なものでありまして、9,366万2,000円が計上されております。前年度比125.5パーセントで1,901万円の増額となっております。希望者に脳ドックの助成を実施するなど、被保険者の健康状態に即した効果的、効率的な保険事業を行うなど健康寿命に配慮がなされております。また、保険税の税率は据え置きとしております。これらで本委員会は、審査の結果全会一致で可決すべきとなりました。

次、議案第11号、平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出総額は前年並みの予算で4,478万2000円が計上されています。前年度比100.1パーセントの4万3,000円の増額となっております。歳入では被保険者の所得増などにより、後期高齢者医療保険料の増額を若干見込み、3,795万円が計上されております。前年度比101.3パーセントで46万9,000円の増額となっております。歳出では保険料の増額に伴い後期高齢者医療広域連合納付金の増額を見込み、4,389万9,000円が計上、前年度比101.6パーセントで、67万7,000円の増額となっております。後期高齢者医療制度を開始する際、本則に規定された保険軽減措置に加え、国の予算措置で特例措置を上乗せし制度が維持をされてきました。平成31年10月から保険料の均等割りが最大9割軽減している特例軽減が廃止されます。保険料の引き上げになるなどの意見もありましたが、運営主体については窓口業務や保険料の徴収事務などを行い、集めた保険料等や基盤安定繰入金を広域連合に納付するなど徴収に努力をされております。本委員会は審査の結果、賛成多数をもって可決すべきとなりました。

次、議案第12号、平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計について、歳入歳出の総額は1億3,192万2,000円を計上、前年度比102.7パーセントで344万7,000円の増額となっております。歳入の主なもので使用料及び手数料は6,829万7,000円が計上、現在の減免率7パーセントを今年度6パーセントとするため、前年度比103.1パーセントで206万円の増額としております。歳出の主なもので公共下水道費は、3カ年の債務負担行為の最終年度となる公営企業会計の支援業務委託料の増額と公共下水道処理場の最終沈澱池変更工事に伴う増額であり、8,394万4,000円を計上されております。前年度比106.2パーセントで486万3,000円の増額と

しております。本委員会は審査の結果、これらについて全会一致をもって可決すべきとなりました。以上 4 議案、4 会計についてのご報告をさせていただきました。以上、審査の結果報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。本 4 議案は、議員全員で構成します予算審査特別委員会に審査を付託していますので、この際質疑はないものとし討論を行います。討論は各議案ごとに行います。

議案第 9 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 11 号の討論を行います。討論はありませんか。

江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。議案第 11 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の財政は公費と現役世代からの支援金を入れて運営されていますが、収入が少ないのに医療費がかさむ高齢者だけの独立した保険であるために、財政基盤が弱い仕組みの保険です。28 年施行当初は、均等割保険料の 9 割軽減や 8.5 割軽減はありませんでした。制度開

始にあたり、高齢者の反発を回避しスムーズに制度導入を図るため、年度途中から7割軽減が8.5割軽減に、2009年度から9割軽減を導入し、手直しをし、ここまで運営をしてきたというのが実態だと考えます。

運営主体は広域連合ではありますが、平成29年度より、この特例軽減措置が縮小され、平成31年度日吉津村後期高齢者特別会計は、特例軽減財源が廃目整理されました。特例軽減が今年10月廃止されることにより、保険料負担と消費税が同時に負担増にならないように対策が取られているものの、その対策は1年限りです。年金収入が主な生活手段となっている後期高齢者の生活は、年金の引き下げ、消費税の増税などにより厳しくなります。中でも特例軽減の対象者は低年金者です。保険料引き上げに繋がる予算であり、反対いたします。ご賛同よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。わたしは議案第11号平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出は前年度並みの予算となっています。1点だけ、日吉津村は被保険者の現役並み所得者の割合が他市町に比べてぐんと高く、保険料について世代内の格差があります。また世代間の格差の公平性のためにも、75歳以上の負担能力のある方には、負担をお願いしたいということです。軽減の特例は、あくまで制度開始時の激変緩和措置として暫定的に行われてきたもので、10年が経過し制度を維持、運営していくための見直しが図られ、28年度に国が決定し、29年度から段階的に本則に戻すというものです。保険料の軽減の特例の廃止は、介護保険料の軽減拡充や、年金生活者支援給付金と合わせて実施することになり、保険料ができる限り後期高齢者の生活に影響を与えないよう配慮されています。

以上のような点から、議案第11号平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に賛成の立場での討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。ここで暫時休憩としたいと思います。

午後 3 時 12 分休憩

午後 3 時 13 分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

失礼しました。ただいまより、暫時級休憩ということで、再開は午後 3 時 30 分からです。暫時、休憩いたします。

午後 3 時 14 分休憩

午後 3 時 30 分再開

日程第 16 議案第 13 号

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 16、議案第 13 号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 14 号鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 発議第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、発議第 1 号日吉津村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（4 番 加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。発議第 1 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者日吉津村議会運営委員長加藤修。日吉津村議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出をいたします。

提出の理由、平成 23 年 7 月 1 日に実施された機構改革において、地域振興課が廃止されていることにより、改正するものでございます。お手元に配布のとおり、地域振興課の文言を削除する

ものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑、討論はないものとし採決を行います。

本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第2号

○議長（山路 有君） 日程第19、発議第2号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（4番 加藤 修君） 発議第2号、日吉津村議会議長山路有様、平成30年3月20日、提出者日吉津村議会運営委員長加藤修。

日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由、平成30年8月10日に出された人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い平成31年4月1日から議会議員に関わる期末手当の支給率を0.05月引き上げるものです。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとし、採決を行います。

本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第3号

○議長（山路 有君） 日程第20、発議第3号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書についてを議

題といたします。

○**議会運営委員長（4番 加藤 修君）** 議長、20と21、23は否決されましたので、ないですよ。発議はないですよ。日程、載せたらいいよ。

○**議長（山路 有君）** えっとね、暫時休憩いたします。

午後 3時40分休憩

午後 4時13分再開

○**議長（山路 有君）** 再開します。日程第20、発議第3号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○**総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君）** 発議第3号、平成31年3月20日日吉津村議会議長山路有様。提出者総務経済常任委員長松田悦郎。全国知事会の米軍基地に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項に規定により、提出いたします。この裏の方に趣旨が書いてありますのでご賛同よろしくお願ひします。

○**議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとし採決を行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○**議長（山路 有君）** 起立少数と認めます。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第21 発議第4号

○**議長（山路 有君）** 日程第21、発議第4号後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○**教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君）** 発議第4号、日吉津村議会議長山路有様。提出者山路有様。提出者教育民生常任委員長橋井満義。本件につきましては、教育民生常任委員会で採択すべきとなっておりますので、これらについての発議を提案するものであります。後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条2項の規定により提出をいたします。後期高齢

者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書案でございます。後期高齢者医療(75 歳)以上の医療費窓口負担を現行 1 割から 2 割にする負担増が内閣府の経済財政諮問会議や、財務省の財政制度審議会で審議されてきた。このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論に上り、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会のメンバーから反対意見や慎重意見が相次いでいる。後期高齢者は戦中戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代である。この間毎年公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、その経済的困難は深刻である。ひとり暮らし高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の 27 パーセントが貧困状態にある。75 歳以上の医療費負担の 2 割化は医療機関へのアクセスを阻害し、高齢者の命を脅かす制度見直しになりかねない。そのため国においては 75 歳以上の後期高齢者医療費窓口負担は原則 1 割を継続するよう要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 31 年 3 月 20 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣以上であります。

○議長(山路 有君) 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとし、採決を行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(山路 有君) 賛成者起立少数と認めます。したがって、発議第 4 号は否決されました。

日程第 22 発議第 5 号

○議長(山路 有君) 日程第 22、発議第 5 号教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(7 番 橋井 満義君) 教育民生常任委員長の橋井であります。発議第 5 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者教育民生常任委員長橋井満義。本発議につきましては陳情第 3 号の審査結果の採択に基づき提出をさせていただくものであります。

教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書について、上記の審議を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条 2 項の規定により提出をいたします。教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書案、1 月 25 日に開催された中教審議会総会は新しい時代の教育にむけた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策

についてと題する答申をまとめ、文部科学大臣に提出した。文部科学省が看過できないとした、教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。答申で示された、1年単位の変形労働時間制の導入では長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。さらに児童生徒の授業時間体の増加にもつながりかねない。すべての子どもたちや教職員がゆとりを持って学校生活や、教育活動を進めることができるよう願うものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。1、教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。2、1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。平成31年3月20日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、以上であります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとし採決を行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって発議第5号は否決されました。

日程第23 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第23、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から任期満了までの議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって、会議を閉じ平成 31 年第 1 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 25 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員